

令和3年第10回稲沢市農業委員会総会会議録

令和3年10月1日 勤労福祉会館 第2・第3会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
9番	橋本 淳	10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司		
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
14番	田中 倫雄		

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主任	坂東 麻祐子		

【農務課】出席者

主幹	川口 善徳	主査	羽田野 玲
----	-------	----	-------

午前10時00分開会

**【事務局】**

それでは、ただいまより、稲沢市農業委員会総会を開催いたします。

本日の会議開催にあたりましては、マスクの着用・換気の実施・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

お手元に配布してございます「稲沢市農業委員会総会議事日程」に従いまして、進めさせていただきます。

なお、感染対策のため、当初予定から一部内容を変更して実施して参りますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

本日の予定としましては、総会終了後、お一人ずつ写真撮影をしていただいた方から順次解散とさせていただきますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

それでは、最初に、加藤市長からごあいさつを申し上げます。

**【市長】**

<加藤市長挨拶>

**【事務局】**

ありがとうございます。続きまして、職員紹介をさせていただきます。本日は、事務局職員のほか、経済環境部部長と経済環境部次長兼農務課長にも出席いただいております。順に自己紹介をさせていただきます。

<出席職員の自己紹介>

**【事務局】**

それでは、これより日程に従いまして、議事に入らせていただきます。

日程第1「臨時議長の選出について」を議題とします。

本日の総会は、稲沢市農業委員会委員の改選後、最初の総会であります。

会長の選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、地方自治法第107条に準じて、年長の委員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

委員中、太田道雄委員が年長の委員でありますので、臨時議長に指名させていただきます。

太田道雄委員、議長席へ御着席をお願いします。

ここで加藤市長及び経済環境部長、農務課長は、公務のため退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

**【臨時議長】**

ただいま、御指名を受けました太田道雄であります。

僭越(せんえつ)ではございますが、会長が選出されるまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで皆様、本日は初顔合わせという事もございますので、お一人ずつ簡単に自己紹介を賜りたいと存じます。

丹下貞行様から、順次お願いします。

<委員自己紹介>

【臨時議長】

本日の出席委員は、19名中18名出席で、過半数に達しておりますので、本総会は成立していることを確認いたします。

ここで、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2「議事録署名者の選出について」を議題といたします。

慣例により、私から指名させていただくこととしてよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

【臨時議長】

異議なしと認め、私から指名させていただきます。

お手元の農業委員名簿、1番「丹下貞行委員」及び、2番「櫻井二子委員」の御両名にお願いします。

次に、日程第3「会長の選出について」を議題といたします。事務局より説明願います。

【事務局】

それでは、「会長の選出について」説明をさせていただきます。

まず始めに会長の職務としましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項において、「会長は会務を総理し、委員会を代表する」こととなっており、農業委員会の事務を総括整理し、外部に対して農業委員会を代表することとなります。

したがって、農業委員会の会議においては議長をお願いすることとなります。

また、現在稲沢市の農業委員会会長は一般社団法人愛知県農業会議の理事に任命されておりますので、この職務を引き継いでいただき、毎月名古屋市で開催される常設審議委員会や年に数回開催される理事会や総会に出席していただくこととなります。

会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項において、「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」ことになっています。

互選につきましては、単記無記名投票、いわゆる選挙と指名推薦の二通りの方法がありま

す。

ただし指名推薦の場合、指名された方を当選人と定めるときには出席された全員の同意が必須条件となります。

仮にどなたか一人でも賛同を得られなければ、単記無記名投票による選挙を行うということになります。

説明は、以上です。

**【臨時議長】**

ただいま、事務局の説明が終わりました。

会長の選出につきまして、投票による選挙または指名推薦、いずれの方法にしたらよいでしょうか。

<「指名推薦をお願いします。」との声あり>

**【臨時議長】**

ただいま、指名推薦でという声がありました。

会長の選出につきましては、指名推薦の方法によることに御異議ございませんか。

<「異議なし」との声あり>

**【臨時議長】**

異議なしと認め、指名推薦による方法といたします。

どなたか指名される委員の方はございますか。

<「太田委員」との声あり>

**【太田臨時議長】**

ただいま、「私、太田委員」との声がありました。

農業委員会会長には、「私、太田」ということでよろしいでしょうか。

賛同される方は挙手をお願いします。

<委員全員の挙手があることを確認>

**【臨時議長】**

ただいま、委員全員の同意を確認しました。

よって、私、太田が稲沢市農業委員会会長に当選いたしました。

それでは、会長就任にあたり、ごあいさつをさせていただきます。

<太田会長あいさつ>

**【事務局】**

ありがとうございました。なお、議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき、「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

**【会 長】**

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。  
次に、日程第4「会長職務代理者の選出について」を議題とします。事務局より説明願います。

**【事務局】**

会長職務代理者につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項において「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されており、会長が怪我や病気の場合に代理をお願いすることとなります。  
選出につきましては、会長選出と同様、単記無記名投票による選挙または指名推薦の方法を用いることになっています。説明は、以上でございます。

**【会 長】**

ただいま、事務局の説明がありましたが、会長の職務代理者の選出につきまして、選挙または指名推薦、いずれの方法にしたらよいでしょうか。

<「指名推薦でお願いします。」との声あり>

**【会 長】（議長）**

ただいま、指名推薦でという声がありました。  
会長職務代理者の選出につきましては、指名推薦の方法によることに御異議ございませんか。

<「異議なし」との声あり>

**【会 長】**

異議なしと認め、指名推薦による方法といたします。  
どなたか指名される委員の方はございますか。

<「櫻井委員」との声あり>

【会 長】

ただいま、「櫻井委員」との声がありました。  
会長職務代理者には、「櫻井委員」ということでよろしいでしょうか。賛同される方は挙手をお願いします。

<委員全員の挙手があることを確認>

【会 長】

ただいま、委員全員の同意を確認しました。  
よって、櫻井委員が稲沢市農業委員会会長職務代理者に当選されました。  
それでは、会長職務代理者に就任されました  
櫻井様よりごあいさつをいただきます。

<櫻井会長職務代理者あいさつ>

【会 長】

ありがとうございました。では櫻井職務代理者は、会長のとなりの席へ御移動してください。

【会 長】

次に、日程第5「議席の指定について」を議題とします。  
現在、お座りの席は仮議席でございますので、稲沢市農業委員会総会規則第5条第1項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、私から指定いたします。  
議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。  
議席番号は、1番を会長、2番を職務代理とさせていただきます。3番から19番までを稲沢市農業委員会委員名簿に記載してございます丹下貞行委員を3番とし、以降19番まで番号を指定いたします。  
次に、日程第6「議案第53号 農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

お配りしています令和3年第10回農業委員会総会提出議案をご覧ください。  
なお、会長名が空欄となっております。大変恐縮に存じますが、先ほど決定いたしました太田道雄様の氏名を各自ご記入ください。

<議案を朗読>

農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員さんと同様に公募を行い、候補者及び担当区域についても決定しております。

その詳細については、お手元に配布しています推進委員の候補者名簿をご参照ください。この方々は、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が農地利用最適化推進委員として委嘱することとされておりますので、委員会としての意思決定をお願いするものであります。説明は、以上でございます。

【会 長】

ただいま、事務局の説明がありました。

お手元に配布してあります推進委員候補者を、推進委員として委嘱することに賛成の方は挙手願います。

<「挙手」> (全会一致)

【会 長】

全会一致と認め、委嘱することと決めます。

以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして、第10回総会を閉会いたします。

長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

午前10時30分閉会

令和 年 月 日

会長

太田道雄

1 番委員

丹下貞行

2 番委員

櫻井二子